

【重要】屋内喫煙室の廃止及び

屋外喫煙場所の新設について

7月1日付「健康増進法の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、学校（大学含む）は屋内への喫煙室の設置ができなくなります。このため、現在の喫煙室を廃止し、法改正の趣旨に沿った屋外の喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を新たに設置します。

なお、喫煙の際は、「望まない受動喫煙の防止」に一層のご配慮とご協力をお願いします。

記

1. 日時

2019年7月1日（月）より

2. 特定屋外喫煙場所（新設）

グローバルコンベンションホール棟1階 南側屋外

3. 現喫煙室の廃止について

現在使用中の以下の屋内喫煙室は、6月30日（日）をもって閉鎖します。

- ・講義棟1階 屋内喫煙室
- ・本館（研究棟）18階 屋内喫煙室

4. 留意事項

○名古屋校舎は「原則敷地内禁煙」であり、上記指定場所のみ喫煙可能です。

○「加熱式たばこ」も「紙巻たばこ」と同等の扱いです。

○20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙場所へは立入禁止です。

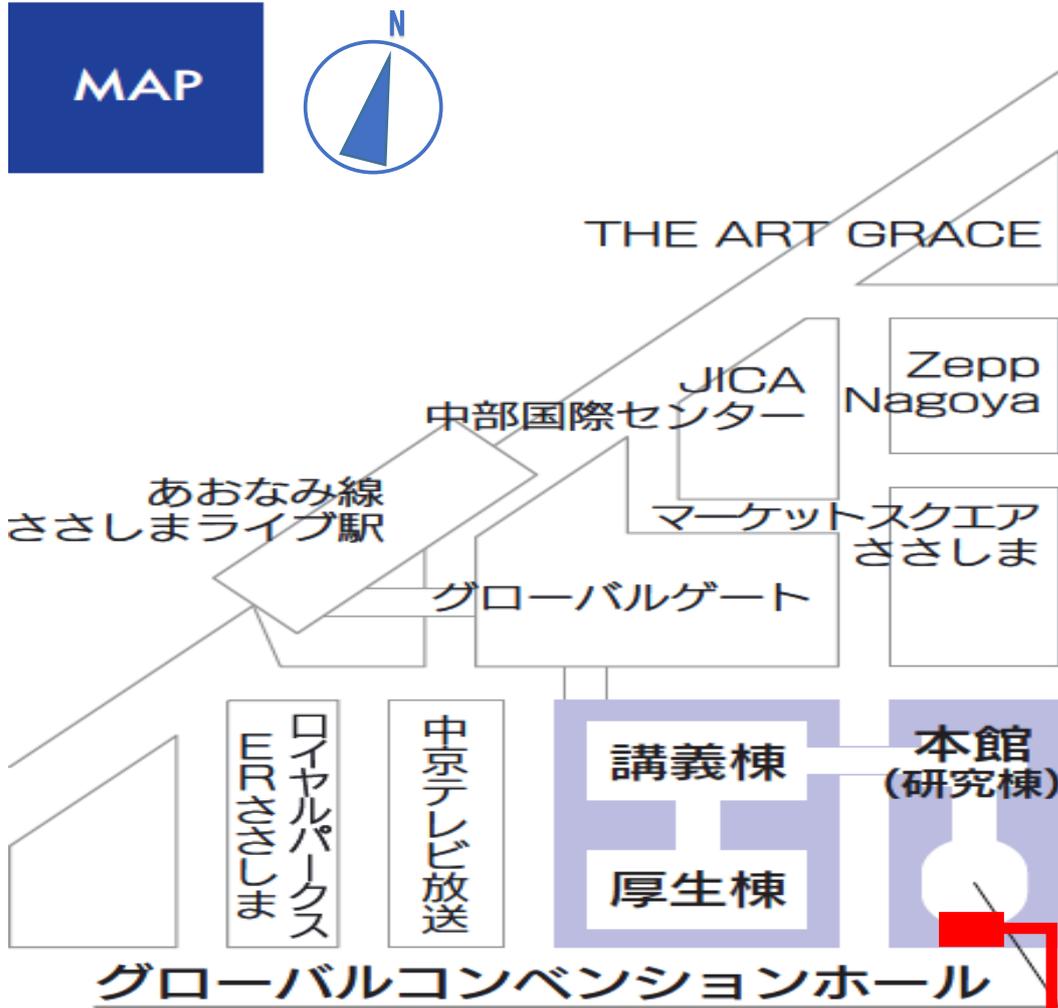
○法改正により、喫煙者の方は、望まない受動喫煙を生じさせないよう、周辺に配慮する義務が生じます。

○望まない受動喫煙を防ぐ観点から、校舎周辺道路や公園等での喫煙は控えてください。

以上

愛知大学名古屋校舎 特定屋外喫煙場所

2019年7月1日より



特定屋外喫煙場所
整備予定地